四　高度試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

五　高度試験のいずれか一の試験を受験した者であって、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験

六　情報処理技術者の効果的な育成を図るために開設された講座（以下本条において「講座」という。）であって次に掲げる事項のいずれにも該当するもののうち、当該講座の修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識を習得することができるものとして経済産業大臣（機構が法第二十九条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構。以下この号（イを除く。）及び次条において同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者（当該認定講座の修了認定を受けた日から一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識について行う試験

イ　当該講座の履修計画が、経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目に応じたものであること

ロ　当該講座の修了認定の基準（当該基準に民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験について経済産業大臣が告示で定めるものに限る。以下同じ。）が適切に定められていること

ハ　当該講座の修了認定に係る試験（以下「修了試験」という。）が、経済産業大臣が提供する基本情報技術者試験に係る問題又は情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識を修了したかどうかを判定するために経済産業大臣が告示で適切であると認めた問題によって実施されるものであること

ニ　当該講座の適正な運営及び当該講座の修了認定の公正な実施のための体制が整備されていること

ホ　当該講座を開設する者が、次条第八項及び第九項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと

（経済産業大臣の認定等）

第三十九条　その開設した講座について前条第六号の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第十の申請書に次に掲げる事項を記載した書類及び講義に使用する教材を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。ただし、認定申請者が同一の履修計画、教材、修了認定の基準及び修了試験の実施方法に基づいて実施される複数の講座（以下「実施講座」という。）を開設する場合は、実施講座を一括して経済産業大臣に申請することができる。

一　履修計画（履修項目ごとの履修時間及び使用する教材を含む。）

二　修了認定の基準

三　修了試験の実施方法

四　講座開設地、講座開設時期、受講対象者及び受講条件

五　講座の運営体制及び修了認定の実施体制

六　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2　経済産業大臣は、前条第六号の認定を行ったときは、当該認定を行った年月日、当該認定講座に係る認定申請者（以下「認定講座開設者」という。）の氏名（法人にあってはその名称）及び住所並びに当該認定講座の名称及び開設地を公表するものとする。

3　第一項の規定による申請を行おうとする認定申請者は、認定審査手数料として三万五千円を国に納付しなければならない。

4　前条第六号の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から二年とする。

5　認定講座開設者は、認定講座の修了試験を実施しようとするときは、当該修了試験に係る問題提供料として修了試験一回当たり受験者一人につき二千円を国に納付しなければならない。

6　認定講座開設者は、認定講座を受けた者について当該認定講座の修了認定を行ったときは、遅滞なく、当該修了認定を行った年月日並びに当該修了認定を受けた者の氏名、生年月日及び修了試験の成績を経済産業大臣に通知しなければならない。

7　認定講座開設者は、認定講座（実施講座について一括して認定を受けている場合は、当該実施講座のいずれか）について、第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

8　経済産業大臣は、認定講座開設者が前項の規定に違反したときは、同項の変更に係る認定講座の認定を取り消すことができる。

9　経済産業大臣は、認定講座が前条第六号イからホまでのいずれかに該当しないこととなったときは、前条第六号の認定を取り消すものとする。

10　経済産業大臣は、認定講座の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定講座開設者の同意を得て、認定講座の実施状況について調査することができる。

（認定審査手数料等の納付）

第四十条　前条第三項に規定する認定審査手数料は、国に納付する場合にあっては第三十九条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　前条第五項に規定する問題提供料は、国に納付する場合にあっては収入印紙により、機構に納付する場合にあっては技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　前二項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（準用）

第四十一条　第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六条中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、「様式第四」とあるのは「様式第十四」と、第十一条中「法第十二条第三項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。